第19回統計品質改善会議議事次第

日 時: 令和7年9月26日(金) 15:30~16:30(予定)

場 所:合同庁舎2号館14階 情報政策本部会議室AB

参加者:[対面] 美添座長、芦谷委員、川崎委員、西郷委員、鈴木委員、 高部委員、舟岡委員

[オンライン] 土屋委員、樋田委員、廣瀬委員、元山委員 ※ご欠席 荒木委員、

議 題:1「国土交通省統計改革プラン」の改定(素案)について

2 建設工事統計調査の見直し

【資料】

- 1-1「第Ⅱ期国土交通省統計改革プラン(素案)」
- 1-2「第二期国土交通省統計改革プラン(素案)」改定のポイント
 - 2 建設工事統計調査の見直し

R8.09.26(金) 10:00 時点

第 Ⅱ 期「国土交通省統計改革プラン」 ~ 開かれ、使われ、改善し続ける統計へ ~ 【素案】

令和7年10月〇日 国土交通省統計改革推進会議

構 成

第1章 はじめに2
1. 「国土交通省統計改革プラン」の意義3
2. 「国土交通省統計改革プラン」に基づく継続的な改善の必要性
第2章 第Ⅱ期「国土交通省統計改革プラン」の基本的な視点4
1. これまでの主な取組と達成状況4
2. 教訓の風化防止と基本的な視点5
(1) 教訓の風化防止
(2) 基本的な視点6
第3章 具体的な取組の内容7
1. 重点分野8
[統計 DX]8
[既存情報の活用]8
[統計人材の育成、統計リテラシーの向上]8
[オンライン回答率の向上]9
[業務マニュアルの改善]9
2. 個別分野9
(1) 統計作成部署における統計作成プロセスの合理化等の取組9
[組織体制の確保]9
[統計作成プロセスの合理化・効率化]10
[問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]10
(2) 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革10
[開かれた統計への転換]10
[使われる統計への転換]11
[改善し続ける統計への転換]11
(3) 公文書管理11
第4章 終わりに12
添付資料 資料1 「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた提言 資料2 国土交通省統計改革推進会議の構成員 資料3 統計品質改善会議の構成員

第1章 はじめに

令和4年8月10日に策定した「国土交通省統計改革プラン」(以下、「第 I 期プラン」という。)は、令和3年末に報道された建設工事受注動態統計調査(以下、「建設受注統計」という。)等の一連の不適切処理事案により国土交通省の統計が喪失した信頼を取り戻し、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するための具体策として、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」(令和4年1月20日設置)において、顧問有識者のご意見を頂きつつ6回にわたる審議を経てまとめたものである。

その際、令和3年12月23日に設置した「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」がまとめた検証委員会報告書(令和4年1月14日)や追加調査 (特別監察)報告書(令和4年5月13日)を踏まえて議論を重ねるとともに、総務省統計委員会による基幹統計の調査・集計プロセス点検・確認(令和4年6月17日)に対応して所管統計の点検と検証を行ったほか、同委員会による政府全体の公的統計の品質改善に向けた取組を踏まえて、第Ⅰ期プランを策定した。

国土交通省はこれまで、第 I 期プランの下で統計改革に向けた取組を推進してきており、今般、第 I 期プランの策定から 3 年余りが経過したところである。その間、第 I 期プランの策定と併せて設置した統計等の専門家からなる「統計品質改善会議」(令和 4 年 8 月 10 日設置) からご助言をいただきつつ、不適切処理事案に対する当座の対処にとどまらず、個別統計の品質改善等のための審議や検討を実施してきた。

また、第Ⅰ期プランでは、建設受注統計の不適切処理事案の原因と再発防止策等も記載しており、その原因を踏まえた国土交通省の所管統計に関する統計改革の具体策も示している。現在まで不適切処理事案への対処はおおむね実施してきている。一方、

「開かれ、使われ、改善し続ける統計」を基軸とする国土交通省の統計改革には道半ばの分野もあり、さらには、第 I 期プランの策定以降に社会に普及してきた生成 AI 等によるデジタル技術の活用も重要な視点である。これらに加え、「統計品質改善会議」からは、第 I 期プランの改定に向けた提言が令和 7 年 8 月に提案されている。このような状況を考慮し、第 I 期プランの基本原則の下で必要となる内容を見直し、第 I 期 「国土交通省統計改革プラン」(以下、「第 I 期プラン」という。)を今般策定する。

第I期プランでは、

- ① 多くの利用者に対して開かれた統計になること
- ② 多くの利用者のニーズを踏まえて使われる統計になること
- ③ 経済構造等の変化に対応して、品質を改善し続ける統計になることを基本原則として掲げている。

第Ⅱ期プランにおいてもこの基本原則を継承しつつ、国民の信頼を喪失した統計事案を決して風化させず、必要な品質を備えた的確な統計の提供を通じて社会に一層貢献していくため、第Ⅱ期プランに基づいた具体策に着実に取り組み、国民からの信頼を得るとともに、統計や各種データの活用による新たな価値の創出等を通じて社会に貢献していく。

1. 「国土交通省統計改革プラン」の意義

統計法では、その第1条において「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と規定している。実際、統計は「経済社会の情報基盤」として、経済・人口・社会等に関する重要なデータを提供しており、行政施策の立案・評価のみならず、国民・企業による意思決定等のための基礎資料として広く活用されている。そのため、特に公的統計の作成主体は、統計が果たすこのような重要な役割を改めて認識し、同条に示されている「公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保」を通じて、必要な品質を備えた的確な公的統計の作成・提供に努めることが肝要である。

第Ⅱ期プランは、上述の認識の下、今後おおむね3年~5年間を視野に入れ、国土 交通省が所管する統計の作成・提供に必要となる事項を示し、それらを着実に実施し ていくことを目的とする。

国土交通省が所管する統計は、上述のような実施により、社会経済情勢が変化していく中においても、国民から信頼され、経済社会に不可欠な情報基盤としての役割を果たす必要がある。

2. 「国土交通省統計改革プラン」に基づく継続的な改善の必要性

第 I 期プランは、建設受注統計等の一連の不適切処理事案を契機として、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するための具体策としてとりまとめたものである。不適切処理事案への対処としては、遡及改定値を令和4年8月に公表したことを始めとして、統計部局の体制強化のほか、回答段階におけるエラーチェック機能等を備えた独自システムによるオンライン化、定型業務の外注化等の取組を令和6年度末までにおおむね完了しており、第 I 期プランが示した改革の内容は一定程度進捗してきたと言える。

他方、第 I 期プランに基づく取組の中には、中期的に取り組むべき事項への対処や途上段階の事項があるほか、問題の発見と解決を奨励する風土づくりといった比較的時間を要する内容があるなど、不適切処理事案の教訓を踏まえつつ、所管統計の品質改善に向けた不断の取組を要する内容がある。

一方、令和5年度の建設受注統計において、回答者からの誤報告が発生し、建設総合統計の遡及改定(令和6年6月25日公表)と四半期別GDP速報の数値にも改定(令和6年7月1日改定値公表)が生じることとなった。このような事態を受け、さらなる改善が必要となることが明らかになるとともに、第1期プランに基づく統計改革の着実な実施の重要性が再認識された。

今回改定する第Ⅱ期プランでは、第Ⅰ期プランにおいておおむね実施してきた事項とさらに重点的に取り組むべき事項を整理し、今後おおむね3年~5年間に国土交通省が所管する統計が達成すべき統計改革の方向性を示している。併せて、その達成状況を時宜に応じて確認しつつ、国土交通省所管統計の着実な改善の実施に繋げていく。

第2章 第Ⅱ期「国土交通省統計改革プラン」の基本的な視点

第Ⅱ期プランは、国土交通省が必要な品質を備えた的確な統計の提供を通じて社会に貢献し、国民からの信頼を得つつ、その具体的な取組を継続して進めていくために策定するものである。その策定に際しては、統計学等の専門家からなる「統計品質改善会議」における第Ⅲ期プランに向けた審議内容や同会議による「国土交通省統計改革プランの改定に向けた提言」も考慮してまとめたものである。

1. これまでの主な取組と達成状況

建設受注統計の不適切処理問題に端を発した事案に対しては、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議(座長:美添泰人青山学院大学名誉教授)」の報告書(令和4年5月13日)において決定された方法に基づき、建設受注統計及び建設総合統計の推計値を算出し、それを令和4年8月5日に公表した。また、令和5年度の同統計調査における回答者からの誤報告事案への対策に関する「建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理」(以下、「中間整理」という。)を令和6年12月25日に公表した。さらに、同統計調査の令和7年4月分の回答からは、入力段階のエラーチェック機能等を備えた独自のオンライン回答システムにより受領を開始しているなど、おおむねの対処を実施してきたと言える。また、第Ⅰ期プランでは当該事案の問題点と原因を「合算問題」、「二重計上問題」、「事後対応問題」にそれぞれに分類して検討した上で、それらへの再発防止策として、人員強化や統計分野の研修の受講の促進、定型業務の委託範囲の拡大、オンライン化の推進、業務マニュアルの改善のほか、統計品質改善会議による専門的な知見の提供等を通じ、不適切処理事案の解決に向けて順次実施してきたところである。

併せて、第 I 期プランでは、国土交通省が所管する統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)の点検結果を基に、統計改革の具体策として 34 項目の事項を提示しており、これらの取組も進めてきた。そのうち、特に重点的に進めている取組の主な実施状況は以下のとおりである。

【人材育成の充実】

- 各局の統計の新任担当者向けに、調査実施の留意点等に関する講習会の実施
- 統計業務の効率化に向けた技能 (統計作成に適したエクセルの機能) の習得のための研修の実施
- 他省等の統計作成機関の優良事例を共有するための意見交換会の開催

【統計プロセスの合理化】

- 集計業務等の定型業務の外注化
- 利用者のニーズ等に応じて統計調査2本を廃止

【「改善し続ける統計」への転換】(業務マニュアルの改善)

○ 業務マニュアルの整備状況を4つのレベルに分け、段階的に改善。具体的な作業 内容の記載がないものや希薄なものは解消済み

【統計 DX の推進】(オンライン回答率の向上)

- 9割以上の統計調査では、オンラインによる回答が可能
- 約5割の統計調査では、オンライン回答率向上に向けた好事例を導入済み

また、これまでの取組状況の詳細は、第 18 回統計品質改善会議(令和 7 年 8 月 29 日)に報告した「「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況(令和 7 年 8 月)」に記載している。

2. 教訓の風化防止と基本的な視点

第2章の1に示した達成状況や統計品質改善会議による「国土交通省統計改革プランの改定に向けた提言」を踏まえ、第Ⅱ期プランにおいては、統計の不適切処理事案の教訓の風化防止とともに、今後の具体策の実施に向けた基本的な視点を示す。

(1) 教訓の風化防止

令和4年1月に公表された検証委員会報告書における不適切処理事案の直接的な原因と間接的な原因を要約すると以下のようになる。

[合算問題と二重計上問題]

(直接的な原因)

定型的な通常業務以外の集計作業の点検や見直しを実行可能な人的・物的な余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もなかったこと。また、統計の知識がなかったことにより、二重計上の問題を気付くことができなかったこと。

(間接的な原因)

室長ら幹部職員が集計作業を現場任せにしていた分業意識を背景に、担 当職員間の情報が分断され、また、目先の業務で手一杯であり、統計の理論 的な問題と集計作業を結びつけるような思考が働かなかったこと。

[事後対応問題]

(直接的な原因)

対外的に二重計上の事実を明らかにせず、幹部職員において責任追及を 回避したいという意識があったこと。

(間接的な原因)

管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せずに先送りするインセンティブとともに、問題の発覚が現職員の不利益となるために問題を隠ぺい又は矮小化させるインセンティブの2つの構造的な問題があったこと。

これらの原因とともに再発防止策が検証委員会報告書に記載されており、それを踏まえた第Ⅰ期プランにおいては再発防止策に概ね取り組んできた。第Ⅱ期プランの推進に際しては、以下の対応により国民の信頼に応えていかなければならない。

【教訓の風化防止】

不適切処理事案の報道から3年以上が経過し、当面の対処策をおおむね実施してきた状況ではあるが、不適切処理事案の根底にあった原因を決して忘れ去ることなく、その対処を含めて教訓とする必要がある。不適切処理事案を決して風化させず、それを国土交通省に共通する教訓として継承しつつ、今後、統計の品質改善を進めることが大前提となる。

【迅速に情報が共有される組織風土の形成】

管理職と担当職員間だけではなく各担当職員間においても、良好なコミュニケーションを通じた情報共有を十分に行い、特に問題の発生やその可能性がある場合には、担当者が管理職まで速やかに伝達するなど、必要な情報が関係者間で迅速に共有される組織風土や行動様式を形成していくことが不可欠である。幹部職員や管理職は、この問題意識を持ちつつ、日頃から業務に取り組むことが重要である。

なお、これに関連する具体策は、第3章の個別分野の「問題発見と解決を奨励する組織風土づくり」にも記載している。

(2) 基本的な視点

公的統計は経済社会における重要な情報基盤であり、社会の各主体に利用され、 様々な企画立案や適切な意思決定等に有用なものである。その役割を十分に果たすた めには、必要な品質を備え、利用されやすい統計となるように絶えず改善に向けて取 り組む姿勢が不可欠である。これを踏まえ、今後の取組としては、第3章に示す5つ の重点分野に加え、以下の視点や検討が重要となる。

統計調査の必要な見直し

統計調査を簡便かつ効率的に実施しつつ、経済社会情勢をより的確に把握し、 使われる統計を目指す観点から、統計調査の継続性も配慮しつつ、現行の統計 調査の必要な見直しを行う必要がある。その際、デジタル技術等の活用も含め て検討することも重要である。

例えば、昨今の社会経済情勢を踏まえた統計調査自体のあるべき方向性、その方向性やニーズを考慮した調査項目や公表頻度の見直し等に関する検討を行う。

〇 既存情報の活用

統計に関わる人材、組織、予算等に限りがある一方、DX やデジタル化が今後も急速に進展していくことを見据えると、官民問わず関係機関や関係部局と連携しつつ、統計作成に利用可能な既存情報を的確に把握し、実際に活用していくことが極めて重要となる。

その際、これまでの統計調査と同等の調査項目を継続する発想ではなく、既存情報を可能な限り活用することを基本に、調査体系のありようを見直す視点が必要になると考えられる。

○ 付加価値のある統計データの提供

人口減少等に伴って地域社会が変動していく中、統計が最大限利活用されるようにするため、複数の統計の組み合わせに加え、生成 AI や各機関が提供する

統計データ等の多様な手法を活用しつつ、付加価値のある統計データを提供することが重要である。

このため、統計人材の育成や統計リテラシーの向上等の取組と連携しつつ、 国土交通分野を主軸に置いて関係する分野の情報との連携を進めるとともに、 有識者からも助言を得ながら、より質の高い、変動する経済社会情勢に対応で きる統計データの提供のあり方を模索する。

また、これらの検討に当たっては、調査項目の重点化、回答しやすい調査票への見直し等により、調査回答者の負担をできる限り軽減しつつ、回答率が極力向上するような工夫を行うことが効果的である。加えて、予算や人員等の確保に厳しい制約があることを踏まえ、デジタル技術の導入を促進するなど、より効率的な統計作成プロセスに取り組む必要もある。

さらに、統計作成主体は、国民からの回答を基にして統計データを作成・公表し、 これにより国民に統計データとして還元している。統計は作成すること自体が最終目 的ではなく、使われることに意義があることにも留意し、公的統計の役割が発揮され るよう取り組む必要がある。

第3章 具体的な取組の内容

国土交通省所管統計のさらなる改善を進めるため、今後の統計改革にとって特に重要と考えられる重点分野を設定する。併せて、第 I 期プランに掲げた具体的な取組内容(34項目)のうち、今後も引き続き取り組んでいくべきと考えられる事項を個別分野として提示する。これらの取組は、今後おおむね3~5年以内の期間において、国土交通省が統計改善に向けて実施すべき内容である。

必要な品質を備えた的確な統計の作成・提供のためには、デジタル化や既存情報の活用による業務の効率化のほか、オンライン回答率の向上による集計業務等の負担軽減、業務マニュアルの整備による安定した統計作成プロセスの共有、統計人材の育成を通じた個々の職員のスキルの維持・向上が優先的事項である。また、先述したとおり、統計が行政施策の立案・評価のみならず、国民・企業の意思決定等のための基礎資料として広く活用されていることを念頭に置き、より「使われる」統計を目指し、ユーザーニーズを把握していく取組も必須となる。このため、統計を見直す際には、その意見も考慮して調査項目や調査方法等を改善することになる。加えて、ユーザーニーズだけではなく、経済社会情勢も的確に把握し、政策課題への対処に役立つ統計の作成は重要であり、政策と一体性を有する取組にも留意する必要がある。

今後の具体的な取組に当たっては、第2章の教訓の風化防止にも明示しているとおり、統計の不適切処理事案を再発させないという強い決意の下、その教訓を風化させず、必要な情報が関係者間で迅速に共有される組織風土や行動様式を形成していくことが不可欠である。

他方、既述の「中間整理」に示しているとおり、建設受注統計については、不適切 処理事案への当面の対処を概ね実施したが、次の段階として、その根幹である標本設 計のあり方等が時代に即しているかの観点から、統計品質改善会議において論点を整 理しつつ検討を行っていく。

1. 重点分野

第Ⅲ期プランにおける重点分野は、「統計 DX」、「既存情報の活用」、「統計人材の育成」、「オンライン回答率の向上」、「業務マニュアルの改善」の5つである。

その際、個々の統計調査のあり方の検討や統計作成プロセスの棚卸しも併せて行うことが有用であり、特に統計 DX の検討に当たっては、この点にも十分に考慮して取り組む必要がある。

[統計 DX]

統計 DX の推進に向け、各統計作成プロセスの一連のデジタル化を優先的に行い、その成果となる統計業務の効率化により、使われる統計となるための調査内容の見直し等を実施することが重要である。それにより、政策課題への対応やより的確な経済社会の見える化等に貢献できる。

また、生成 AI 等を活用して人手により行っている統計作成プロセスを効率化することも重要な視点であり、そのための試行等を行うことも効果的であると考えられる。 試行等の結果として効果的であることが想定できる場合には、実際の統計作成に適用するほか、他の統計作成プロセスへの展開等を検討していくことも重要な視点である。 これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 各統計調査における統計作成プロセスのうち、デジタル化が可能なプロセスを特定してデジタル化を推進する。
- 各統計調査における集計・推計等のシステムのうち、エラーチェック等の適正化 及び利便性向上を図るためのシステム改修を行う。
- 生成 AI 等を活用した効率的な統計作成プロセスのモデルを検討する。

[既存情報の活用]

デジタル化された既存情報の活用方策を積極的に検討し、中長期的には、統計調査における実施項目を徐々に縮減していく方向の下での検討が必要である。なお、必要な情報がデジタル化されていないが、既存の統計調査の代替性が高い既存情報がある場合には、その活用方策も検討することが有用である。これらを踏まえて関係機関や関係部局の協力を得つつ、以下の取組を推進する。

- 既存情報を活用した統計調査の事例や検討課題等を省内で共有する。
- 統計調査に活用可能な既存情報(所在、デジタル化の状況、更新頻度等)を整理 し、その情報を関係者間で共有することにより調査項目の縮減を検討する。

[統計人材の育成、統計リテラシーの向上]

省内各局に必要な統計人材を確保することが望ましいが、それが困難な場合には、 経験の蓄積と研修等の受講により一定の知見を持つ統計人材の育成を行うことが現実 的である。また、一定以上の統計の知識等を有する職員の評価のあり方も検討するこ とが必要と思われる。

併せて、今後もDXやデジタル化が進展していく中において、統計の作成だけではなく、データを活用した業務の効率化や政策の立案等を効果的に推進していくため、統計リテラシーの向上のための取組を推進していくことが重要である。

これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 各機関が実施する統計研修等を活用し、積極的かつ計画的な受講を促進する。
- 国土交通省に相応しい研修プログラム(統計分野だけではなく、データサイエンス等の関連分野を含む)を検討した上で、その試行を実施し、段階的に内容を改善する。その際、統計の不適切処理事案を経て得た教訓をプログラムの必須事項とし、その風化防止を徹底する。
- 他の統計作成機関との意見交換会の開催等により、有用なノウハウを共有し、統計実務に関する能力の向上を促進する。
- 統計部局に配置される職員のキャリアパスの設定等により、統計を担当する職員が安心して統計部局でのキャリアを形成し、それに誇りを持てるような風土づくりを行う。

[オンライン回答率の向上]

回答の入力段階におけるエラー防止機能の導入等だけではなく、業務効率化の観点からは、省内だけではなく他機関の取組を含めて、オンライン回答率の向上に貢献すると考えられる手法を可能な範囲で導入する。これにより、3年後までを目途に全体で平均7割以上のオンライン回答率の向上を目指す。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- オンライン回答率の向上に向けた他省等の優良事例を把握し、国土交通省において相応しい内容を省内で共有する。
- e-Survey 等を活用したオンライン調査化やオンライン回答率が必ずしも十分ではないと考えられる統計調査を対象として、その現状を把握しつつ、e-Survey 等の活用や効果的な取組を検討する。

[業務マニュアルの改善]

各統計調査の業務マニュアルの全体的な底上げを図りつつ、その個別状況を踏まえ、 質の面からも段階的改善に取り組むとともに、その段階的改善の状況を考慮して業務 マニュアルの評価基準の見直しも行う。これらを踏まえ、以下の取組を推進する。

- 定期的に各業務マニュアルの記載状況を把握し、その状況に合わせて内容の品質 を向上していく (例外的な処理の内容の記録を含む)。
- 他の統計調査に有用な記載例等を共有し、積極的な導入を促す。

2. 個別分野

(1) 統計作成部署における統計作成プロセスの合理化等の取組

「組織体制の確保】

国土交通省の統計幹事(政策立案総括審議官)の下に統計改革に取り組む企画担当部署(統計品質改善チーム)を設置しており、今後の統計人材の育成の取組と連携しつつ、同部署は引き続き省内の統計作成部署に対する幅広い相談・支援窓口の機能を果たす必要がある。また、各統計作成部署は所管する統計調査を着実に実施していく必要がある。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- ・ 統計作成部署における人員体制を確保する。
- ◆ 統計品質改善チームにおける人員体制を確保する。
- 統計実務を統合的に理解する職員を育成、配置する。

[統計作成プロセスの合理化・効率化]

予算や体制上の制約が厳しい中において、統計精度の維持と向上等の品質改善を進めつつ、統計調査を安定的に実施するためには、回答者の負担軽減と統計作成に伴う業務量軽減の観点から、統計作成プロセス等の合理化や効率化を図ることが不可欠である。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 統計調査の実施に関わる関係者との意見交換等を通じ、適切な合理化策を導入することにより統計作成プロセスの合理化・効率化に取り組む。
- 集計業務等の定型的な業務の実施に際しては、そのノウハウを有する民間事業者を適切に活用する。
- ユーザーからの意見を十分に踏まえ、民間主体を含めた既存情報の活用の検討を行いつつ、調査項目の削減や代替、ニーズの乏しくなった統計調査の廃止等の検討を行い、統計業務の効率化や棚卸しを実施する。

[問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

統計作成部署の担当職員が統計に関する疑問や問題を気軽に相談し、その解決に向けて議論できる環境づくり、特に問題の発見が職員の不利益にならない職場環境を構築することが必要である。このような問題の発見と解決を奨励する環境づくりには相応の期間を要するが、幹部職員が率先して平素から取り組むことが重要である。これらを踏まえて以下の取組を推進する。

- 誤りを早期に発見する手法を浸透させ、疑義や誤りを発見した場合には、「公表数値の誤りに関する疑義及び誤り発見後の対応について」(令和6年9月)に沿って対応する。
- 統計品質改善チームは誤りの疑義等の相談に応じる。
- 統計の専門家をアドバイザーとして任命し、定期的に相談できる機会を設ける など、統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる体制を用意する。
- 幹部職員や若手職員等が自由に意見交換を行う機会を設けるなど、部局内のコミュニケーションを充実させ、風通しの良い職場環境づくりに努める。

(2) 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

[開かれた統計への転換]

公的統計は幅広いユーザーに利活用されるために作成、公表している。この観点からは、社会経済情勢を的確に反映できる統計の作成を目指しつつ、統計に関するユーザーニーズの把握に努めながら、ユーザーが利活用しやすい方法により統計を提供する必要がある。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 国土交通省の所管統計の全体像とともに、各統計の要点が分かるようにする ため、統計部門のホームページを継続的に改善する。
- ユーザーの立場から、各統計の目的、調査項目の定義、集計・推計方法、回収率等の内容をできる限りわかりやすく公表する。
- 調査票情報の二次利用の要望には個人又は法人の情報に配慮のうえ、できる 限り速やかに対応する。

[使われる統計への転換]

公的統計の作成の意義は実際に利用されることであり、EBPM 等への活用を通じて、 政策が何にどのように影響を与えているのかを公的統計や民間データ等を活用し ながらモニタリングし、その動向を踏まえて必要に応じた修正を行うことが重要で ある。また、より使われる統計とするためのニーズや課題等を把握することも重要 であり、継続な改善を行いつつ、使われる方策を検討する必要がある。これらを踏 まえて以下の取組を推進する。

- 政策担当部局、業界団体、民間企業の実務者等との意見交換等を通じて各統計へのニーズを把握しつつ、使われる統計となるための改善を継続する。
- EBPM のベストプラクティス等を参考としつつ、政策担当部局が公的統計等を 活用して EBPM を推進する。

[改善し続ける統計への転換]

経済社会情勢の変化を的確に把握するためには、統計作成部局による主体的な見直しに加え、ユーザーニーズも踏まえつつ、調査項目の変更や推計手法の精度向上等の品質改善を進めるとともに、PDCAサイクルを浸透させつつ改善の取組を継続する必要がある。これを踏まえて以下の取組を推進する。

- 統計分野等の専門家からなる「統計品質改善会議」における議論や助言を通 じ、所管統計の品質改善を継続する。
- 統計品質改善チームが示す PDCA サイクルの取組を着実に進める。その際、統計の作成プロセスにおいて 3H (変更、初めて、久しぶり) がある場合には、統計作成部局だけではなく、統計品質改善チームも変更内容やそれが関係する統計作成プロセスの確認を行う。
- 統計作成部署の担当者の異動等に関わらず、必要な品質が確保された統計の作成を継続するため、例外的な処理を行った内容を検討するなど、統計作成プロセスの改善(BPR;Business Process Re-engineering)を行う。

(3) 公文書管理

第Ⅰ期プランに基づき、公文書管理法に基づく手続きが各統計調査の業務マニュアルに記載されるなど、当初予定していた改善を実施しているが、今後も新規の統計調査や統計プロセスの変更等の際に、常に点検し、着実に公文書管理法に基づく手続きが行われるよう対処する。

- 調査票が行政文書に該当すること、行政文書ファイル管理簿への記載が必要であることなど、職員の人事異動に関わらず、統計調査の担当者に対して定期的に公文書管理に必要な事項の明確化及び周知徹底を行う。
- 各統計調査の業務マニュアルが作成または一部変更される際、公文書管理法 に定める手続が記載されているかを確認する。
- 郵門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等を確認する。
- 公文書管理に関する理解の浸透のための研修を継続する。
- ◆ 大臣官房公文書監理官による監査・点検を通じた事後チェックを継続する。

第4章 終わりに

第Ⅱ期プランは、「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革を企図した第Ⅰ期プランを継承するものとして、所管統計を対象とする統計改革の具体的な推進策をまとめたものである。その実施に際しては、重要な情報基盤である公的統計の不適切処理を放置し、国民の信頼を喪失した統計事案を決して風化させないよう取り組むことが前提である。

第Ⅲ期プランにおいても、統計分野の内容だけではなく、業務マネジメントの課題への対応策の一部を含んでおり、統計部局だけではなく、各政策担当部局においてもその取組を進めることにより、国土交通省の各部局が国民に対して常に誠実に寄り添う行政サービスを提供することに貢献する。

第Ⅱ期プランで掲げる具体策は広範囲であり、その進捗状況を関係者が共有することは重要である。この一環として、統計分野等の専門家からなる「統計品質改善会議」は第Ⅱ期プランの実施状況を確認し、必要な助言等を行うものとする。

統計情報は経済社会における重要な情報基盤であり、特に公的統計の役割を十分に 発揮するためには、信頼性が高く有用であり、利用されやすい統計を適時かつ確実に 提供することが重要である。この実現を目指し、所管統計の品質の向上に向けて弛ま ぬ取組を続けていくことが求められる。国土交通省としては、統計改革の取組を通じ て、統計の品質改善に加え、合理的根拠に基づく政策立案機能の向上を図ることによ り、経済社会情勢の変化に応じた効果的な政策形成の推進に貢献するよう取り組む。

「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた提言

統計品質改善会議

「国土交通省統計改革プラン」が令和4年8月10日に策定されてほぼ3年が経過した。この統計改革プランは建設工事受注動態統計調査等の一連の不適切処理事案に対処すべく、同事案の発生の原因のみならず、その背景にまで踏み込んで再発防止策を講じることを意図している。国土交通省が喪失した信頼を取り戻し、国土交通省が所管する統計の抜本的な改革を推進するため、国土交通省事務次官を座長とした「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」(令和4年1月20日設置)において、6回にわたる審議を重ねて、いわば国土交通省を挙げて策定した改革プランである。

同タスクフォースの当初から議論に参加した第三者の立場からの見解を含め、改革プランの実行において、統計部署の役職員が大きな熱量により真摯に取り組んできたことに対して大きな敬意を表する。その結果として、改革プランが主たる目標とした不適切処理事案等に対する処理に対しては、その遂行をほぼ完了している。それに加えて、国土交通省の所管する統計全体に視野を拡げて主要統計の棚卸しを行い、品質改善に向けた具体策を作成し、実行に移している。このような取組は、他省庁に先駆けたものであり、高く評価できるものである。

他方、統計改革プランで謳われた「開かれ、使われ、改善し続ける統計」を 基軸とする国土交通省の統計改革には不十分なところもある。

改革プランの実行過程において、新たな案件の発生に多くの労力を注がざる を得なかったことにも起因しているが、統計改革プランの策定時に座長が発し た全省挙げて取り組むとの姿勢が必ずしも貫徹していなかったのではとも思 料する。

また、データの時代といわれるように、民間企業ではデータ駆動による経営が当たり前となっている一方、霞が関では統計データの主な使途として EBPM を標榜するのみにとどまっている場合が見受けられる。政策の企画立案に統計データ等を駆使し、政策効果も統計データ等に基づいて客観的に検証する姿勢が年を追って求められる時代においては、政策に必要な統計を真に求め、それに相応しい統計を作成することが何よりも肝要と考えられる。さらに、日常の業務から得られる行政記録情報の統計化の推進は、政策官庁にとってはもちろんのこと、広く国民に有益な情報を提供することにつながる。

このような観点から、新たな視点も採り入れて、3年が経過した「国土交通 省統計改革プラン」を見直し、「国土交通省統計改革第Ⅱ期プラン」を策定する ことを提案する。

今後の第Ⅲ期プランの実行に際しても、経済社会情勢の変化等を念頭に置きつつ、改善に向けた不断の取組が重要であり、初心を決して風化させてはならない。そのため、以下の事項も検討した上で、国民から信頼される統計の構築に向けた取組を推進していただきたい。

- 現行の改革プランは事務次官を座長とするタスクフォースにより策定されており、同プランの内容には省内の各部署に関連する事項も含まれているため、今後も統計改革の取組を風化させないために、国土交通省全体として改定したものとしていただきたい。
- 特に統計作成部門は、その作成と公表だけに終始するのではなく、 様々なデータから有用な情報や新しい価値を導出できる統計リテラシ ーの向上等を目指し、それを踏まえて、昨今の政策課題への対処を始め として、調査内容の見直しや EBPM の取組等に貢献していただきたい。
- 統計調査への回答の際の国民負担、調査主体の予算や体制の制約等を 考慮すると、今後一層、統計作成プロセスの合理化や効率化が必須であ る。このため、個々の調査の抜本的な見直しや棚卸しを含め、真に必要 な統計を析出し、同時に、デジタル技術を積極的に活用していただきた い。
- 今後の統計調査のあり方等が早晩問われることを踏まえると、行政が有する情報や民間データを極力活用するとともに、既存の統計調査で得られる情報を既存情報に代替させる姿勢を強める必要がある。そのためには、行政記録情報の統計化に向け、原課の協力を得つつ、行政情報のデジタル化の推進を積極的に図っていただきたい。

国土交通省統計改革推進会議(仮称)の構成員

(座長) 国土交通事務次官

(副座長) 技監

国土交通審議官 国土交通審議官

国土交通審議官

(構成員) 大臣官房長

大臣官房技術総括審議官

大臣官房政策立案総括審議官

大臣官房公共交通政策審議官

大臣官房公文書監理官

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

大臣官房技術審議官

大臣官房総括監察官

総合政策局長

国土政策局長

不動産・建設経済局長

都市局長

水管理·国土保全局長

道路局長

住宅局長

鉄道局長

物流·自動車局長

港湾局長

航空局長

北海道局長

観光庁長官

統計品質改善会議の構成員

(令和7年9月時点)

(五十音順)

芦 谷 典 子 東洋大学 経済学部 教授

荒 木 由布子 東北大学大学院 情報科学研究科 教授

川 崎 玉 恵 青山学院大学 経済学部 准教授

西 郷 浩 早稲田大学 政治経済学術院 教授

鈴 木 誠 文教大学 経営学部 教授

土 屋 隆 裕 横浜市立大学大学院 データサイエンス学部長

樋 田 勉 獨協大学 経済学部 教授

廣瀬雅代 九州大学マス・フォア・インダストリ研究所 准教授

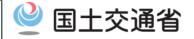
舟 岡 史 雄 信州大学 名誉教授

元 山 斉 青山学院大学 経済学部 教授

座長 美 添 泰 人 青山学院大学 名誉教授

「国土交通省統計改革プラン(素案)」 改定のポイント

資料1-2



	女定するプランにおい	ては、統計の不適切処理事案	の教訓の風化防止のほか	、5つの重点分野を提示。
--	------------	---------------	-------------	--------------

- □ 教訓の風化防止とその対処として次を明示。
 - 統計の不適切処理事案を風化させず、国土交通省に共通する教訓として継承
 - 必要な情報が関係者間で迅速に共有される組織風土や行動様式を形成していくことが不可欠

1 統計DXの推進(※)

- 統計作成プロセスの一連のデジタル化を 推進
- 生成Alを活用した統計プロセスの効率的 な活用方策を検討

【具体的な取組例】

- ・統計調査別のデジタル化率の整理
- ・Alを活用した疑義照会の検討 など

2 既存情報の活用(※)

- 利用可能な既存情報を的確に把握· 整理し、その活用方策を検討
- 中長期的には、統計調査における調 査項目の段階的な縮減を目指す

【具体的な取組例】

- ・ 初段階として省内の現状を把握、整理
- 利用可能な既存情報を考慮した調査 項目の縮減

3 統計人材の育成、統計リテラシーの向上

○ 統計人材の育成や統計リ テラシー向上のための研修 等の受講を促進

【具体的な取組例】

・ 国土交通省職員向けの独 自の研修プログラムを作成

4 オンライン回答率の向上

○ 好事例の導入によるオンライン回答率の向 上を推進

【具体的な取組例】

· 3年後までを目途に、全体で平均7割以 上のオンライン回答率を目指す。

5 業務マニュアルの改善

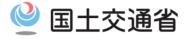
○ 各統計調査の内容を踏まえつつ、質の面も考慮して段階的に 改善

【具体的な取組例】

- ・定期的に各業務マニュアルの記載状況を把握
- ・有用な記載例等の共有と導入の促進
- ※ 建設受注統計については、不適切処理事案への当面の対処を概ね実施したが、次の段階として、その根幹である標本設計のあり方等が時代に 即しているかの観点から、統計品質改善会議において論点を整理しつつ検討を行い、併せて、施工統計の必要な見直しも行い、両統計の基本的 な方向性をR9年度までに整理。

建設工事統計調査の見直しについて

資料2



令和7年度

前半

- ○建設関係統計の現状
- ○建設投資の把握
- ○行政記録情報の把握

後半

- 〇見直しの方向性
- 〇行政記録情報の諸課 題の整理
- 〇省内•関係機関等調整

令和8年度

前半

- 〇省内-関係機関等調整
- ○課題等の整理
- 〇見直し素案作成

後半

- 〇外部的な調整
- 〇一部試行調査を実施
- 〇見直し案確定

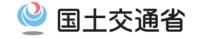
令和9年度

前半•後半

- 〇試行調査を実施
- ○課題等の調整

※早ければ10年度から新調査実施を目標とする。

建設工事統計調査の概要(施工統計・受注動態統計)



目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

調查対象

建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む者

建設工事統計調査

(1)建設工事施工統計調査(年次調査 毎年7月1日~9月30日)

: 建設工事の完成工事高に加え、就業者数や付加価値額なども総合的に把握

①施工調査票: [報告者数]約11万業者(無作為抽出(全数階層あり))

調査体系

(2)建設工事受注動態統計調査(月次調査):建設業者の建設工事受注動向を月次で把握

②動態調査票甲: [報告者数] 約12000業者 (無作為抽出 (全数階層あり))

③動態調査票乙: [報告者数] 49業者 (大手指定建設業者を有意抽出)

調查事項

① 施工調査票 : 資本金又は出資金、業態別工事種類、就業者数、年間完成工事高、兼業売上高、国内建設工事の年間受注高、

建設業の付加価値額及び原価、都道府県別元請完成工事高等

② 動態調査票甲:月間受注高、公共機関からの受注工事(工事名、施工場所、受注形式、請負契約額等)、

民間等からの受注工事(工事名、施工場所、請負契約額等)等

③ 動態調査票乙:発注者別・工事種類別の月間受注高、施工場所別の月間受注高、月間施工高・月末の手持ち工事高

調查方法

郵送調査、調査員調査、オンライン調査 (e-Survey、独自システム、電子メール)

調査系統

[郵送調査、調査員調査] 国土交通省 - 都道府県 (- 統計調査員) - 報告者 [オンライン調査] 国土交通省 - 報告者

公表

①施工調査票:毎年度末に公表

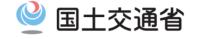
②動態調査票甲:調査月の翌々月の10日前後に公表

③動態調査票乙:調査月の翌月の末日に公表

利用 状況 ・産業連関表(建設部門)の基礎データ(施工調査票)

- ・建設工事受注動態調査、建築物リフォーム・リニューアル調査など、他の統計調査の母集団情報(施工調査票)
- ・月例経済報告(公共投資)、建設総合統計の基礎データ(動態調査甲)
- ・建設資材・労働力需要実態調査の母集団情報(動態調査票甲)

建設工事施工統計調査の見直しについて



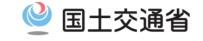
施工統計調査の標本設計

母集団 建設業許可業者 約48万 標本 約11万 約6万

現状•課題

- ・年1回11万業者の大規模調査で官民とも負担が大きい
- ・母集団から業者を抽出する際の層が非常に多い悉皆層5層(大臣許可、知事許可資本金3千万円以上、3業種)十抽出層4230層(47県×5資本金等×18業種)
- ・利用ニーズは、全国ベースの完成工事高の把握、建設業の母集団DBとしての役割、業種や県別など詳細分析、業界での立ち位置の把握等

建設工事施工統計調査の見直しについて



施工統計調査の役割として重要な点

- 1 完成工事高を中心にして建設業を捉える。
- 2 建設業の基盤データとなる。



■検討の視点

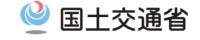
- ・建設業の活動の量として、全体の完成工事高を捉えるために必要なサンプルサイズとして11万業者は適当か。
- 調査内容は行政記録情報で相当程度取得可能ではないか。
- ・他統計や公表決算データ(経済センサス、業界データ決算データ など)で代替可能な項目はないのか。
- ・現行の調査項目に過不足はないか。



行政記録情報(経審、財務諸表)や他統計等で必要なデータを収集 することを検討

※財務諸表の多くは紙で保管されているため収集方法についても検 討が必要

建設工事受注動態統計調査の見直しについて



受注統計調査の標本設計

施工統計調査の標本設計

母集団 建設業許可業者 約48万

標本 約11万 回答 約6万 完工高1億以上 (母集団)4万

標本 1万2千

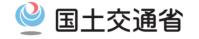
回答 約7千

完工高1億未満 2万

現状•課題

- ・受注統計調査による推定範囲は受注統計調査の回答から施工統計調査の標本設計に至る範囲
- ・毎月約1万2千×12ヶ月年延べ14万4千業者の大規模調査で負担が大きい。
- ・対象業者は、施工統計調査の回答業者のうち、完成工事高1億円 以上の業者から、47県×11層(517層)に分類して抽出する。
- ・請負金額500万円以上の工事を全て調査されるのは負担。
- ・現状の調査票は、公共と民間で、工事を分類する際の記載欄や コードの種類が同じではない。

建設工事受注動態統計調査の調査票



表面1. 受注高(貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。)

①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。

総額

	元請工事	の受注高	下請工事の受注高
発注者区分	公 共 機 関	民 間 等	
工事種類	千億百億十億 億 千万百万	千億百億十億 億 千万百万	- 億百億十億 億 千万百万
土木工事			
建築工事・建築設備工事			
機械装置等工事			
	_		

裏面 上記元請のうち、500万円以上(民間建築は5億円以上)の個別工事を記載

Ⅲ. 公共機関からの受注工事(請負契約額が1件500万円以上の元請工事についてすべて記入してください。)

①「記入の手引き」を参考に、「2.施工都道府県番号」「3.発注機関」「4.目的別工事分類」「5.工事区分」「6.工事種類」「7.受注形式」欄は該当する番号を、それ以外は文字数字を記入してください。

②請負契約額及び持分額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位でで入してください。 ③変更契約も含めて、請負契約額が1件±500万円以上の工事が対象となります。減額変更の場合は、頭数字の左隣枠に「一」を付してください。

④ J V 工事の場合は、「8.請負契約額」欄は代表者のみ、「9. JV工事の場合の貴社の持分額」欄は代表者、代表者以外の構成員ともに記入してください。

J V 工事の場合、「8. 請負契約額」欄は、代表者のみ記入 「9. J V 工事の場合の貴社の持分額」欄は、代表者、構成員ともに記入

> Ⅳ. 民間等からの受注工事(土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上の元請工事について、 建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上の元請工事についてすべて記入してください。)

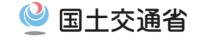
①「記入の手引き」を参考に、「2. 施工都道府県番号」「3. 発注者番号」「4.工事種類」「5.工事区分」欄は該当する番号を、それ以外は文字、数字を記入してください。

②請負契約額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。変更契約も対象とより、減額変更の場合は、頭数字の左隣枠に「一」を付してください。

③ J V工事の場合は、その代表者のみ記入してください。その場合、「6. 請負契約額」欄は J V工事全体の請負契約額、大してください。

1, 工事名	施府工果	3. 発注者	事種	5.工事区	6.請負契約額 JV工事の場合は全体の請負契約額 完成予定年月			
工事の内容が判断されるように記入してください。	道号	善号	類	分	千億 百億 十億 個	意 千万 百万	年	月

建設工事受注動態統計調査の見直しについて



受注統計調査の役割として重要な点

- 1 受注高を中心にして建設業を捉える。
- 2 契約状況や建設工事の基盤データとなる。
- 3 GDPの基礎統計となる。



■検討の視点

- ・今後の建設活動の動向として、全体の受注高を捉えるために必要なサンプルサイズとして1.2万業者は適当か。
- 業界データや他統計で代替可能な項目はないのか。
- ・公共工事の情報は、行政側からは収集できないか。
- ・元請、下請、公共、民間などの分類で利用ニーズが違うため、 同じコストや同じ品質で全体を調べ続ける必要があるか。



調査分類ごとに重点を絞り、施工統計調査等との役割分担の見 直しや行政記録情報等の活用の可能性について検討 7